

# 災害発生時の対応について

三加茂中学校

## 1 緊急対策組織・体制

### 1) 学校災害対策本部

名称	担当	主な内容
総括本部	校長 副校長・教頭 主査兼事務長	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況把握し、避難方法を決定。</li> <li>避難経路の安全性を確認し、避難指示。</li> <li>二次災害の情報収集、非常持ち出し品の搬出。</li> <li>負傷者の救出、行方不明者の搜索。</li> <li>教育委員会、関係機関への連絡。</li> </ul>
生徒対応班	各学級担任 副担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒の安全を確保し、生徒への的確な指示。</li> <li>生徒負傷の有無、負傷の程度、避難時の安全確認。</li> <li>各学級の人員確認。</li> <li>負傷者及び行方不明者の確認。</li> <li>本部へ連絡。</li> <li>保護者への連絡。</li> </ul>
避難誘導 救護班	学年主任 養護教諭 用務員	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒対応教員から生徒及び教職員の被害状況を聞き取り本部に報告。</li> <li>救助を必要とするものの確認及び応急手当の実施。</li> <li>負傷者の救出、行方不明者の搜索。</li> <li>医療機関への連絡。</li> </ul>

### 2) 休日・夜間の震災時における参集体制

	配備体制	配備基準	参集体制
1	警戒体制	震度4以下	情報収集にあたる
2	厳重警戒態勢 *必要に応じ対策本部設置	震度5弱の地震が発生	管理職を含め、校長が指定する教職員1～2名
3	学校対策本部設置	震度5強以上の地震が発生	防災委員会委員及び校長が指定する教職員を配備
4	避難所支援班設置	学校に避難所設置	原則として全教職員を配備 *勤務校への参集が困難な場合は、最寄りの公立学校へ参集

## 2 地震発生

### 1) 学校内

教室・特別教室…頭部を保護し、机の下にもぐり、机の脚をしっかりと持つように指示、出口の確保、火災等二次災害の防止  
廊下・トイレ・体育館等…ガラス等から素早く離れる。頭部を保護  
校庭…できるだけ周りの開けたところでしゃがむ。地割れ等に注意する。

### 2) 登下校中

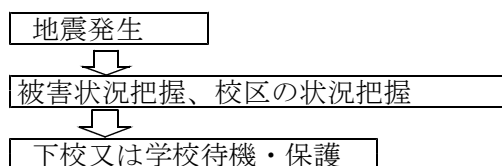
徒歩…揺れている間は姿勢を低くし、頭部及び上半身を保護する。  
建物・ブロック塀・窓ガラス・自動販売機等から離れる。  
自転車…すぐに停車し、自転車から降りる。  
行動は、徒歩と同じ。  
自家用車…ゆっくり減速し、あわてず左側路肩に止め、エンジンを停止する。

### 3) 家にいる時

部屋…大きな家具や本棚から離れ、丈夫なテーブルや机の下にかくれる。  
外…建物の近くを歩いているときは、ガラス窓・看板などの落下物に注意し持ち物で頭をカバーし、身を守れる場所に逃げる。  
ブロック塀・窓ガラス・自動販売機等から離れる。

### 3 生徒の保護者への引き渡し

在校中地震が発生し、帰宅が困難な場合は、学校で保護し、家庭へ連絡後家庭からの迎えにより引き渡す。



#### 1) 帰宅させる場合

震度4以下の地震の場合は、被害状況把握後河川・谷などに近寄らない、余震に気を付けるなどの注意を行い下校させる。場合によっては職員が引率する。下校時刻までは学校で待機し、校区などの状況を把握し下校させる。

#### 2) 学校待機・保護する場合

震度5弱以上の地震が発生した場合は、学校で待機・保護をする。

- ①保護者への連絡を行う。(電話連絡を原則とするが、電話が繋がらない場合も考え、メールや災害時伝言ダイヤルを利用する。)
- ②連絡が取れない場合は、家族に引き渡すまで学校で保護する。

#### 3) 引き渡し方法

- ①生徒は、余震なども考え校庭の避難場所に待機する。体育館(トレセン)の損壊がなく安全であれば、体育館で待機する場合もある。
- ②保護者や家族は原則として、徒歩又は自転車で来校する。交通状況に問題がなければ、自家用車でもよい。
- ③引き渡しは、一覧表で確認をしながら引き渡す。

### 4 生徒が在宅中の対応

#### 1) 休日・夜間の震災時における参集体制

	配備体制	配備基準	参集体制
1	警戒体制	震度4以下	情報収集にあたる
2	嚴重警戒態勢 *必要に応じ対策本部設置	震度5弱の地震が発生	管理職を含め、校長が指定する教職員1~2名
3	学校対策本部設置	震度5強以上の地震が発生	防災委員会委員及び校長が指定する教職員を配備
4	避難所支援班設置	学校に避難所設置	原則として全教職員を配備 *勤務校への参集が困難な場合は、最寄りの公立学校へ参集

#### 2) 安否確認等

- ・管理職(教頭)が教職員の安否確認を行う。
- ・各学級担任が、自宅及び避難所での安否確認を行い、学年主任が集約し、管理職に報告する。(地域の状況も把握する)
- ・場合によっては地区別名簿を活用する。
- ・管理職等が校内施設の被害状況を把握する。
- ・教育委員会等の関係機関に連絡する